

## 公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県畜産試験場の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年2月8日

鳥取県畜産試験場長 安藤 功

### 1 公募内容

#### (1) 件名

鳥取県畜産試験場自動販売機設置事業者の公募

#### (2) 概要

庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水の販売を行う。

#### (3) 設置場所及び設置台数

車両消毒庫内 1台

#### (4) 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

### 2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 本件公告日から令和5年3月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- (6) 本件公告日までの過去1年間に、食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。

### 3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県畜産試験場自動販売機設置事業者募集要項」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

#### (1) 「鳥取県畜産試験場自動販売機設置事業者募集要項」の交付方法

本件公告日以降、インターネットのホームページ（鳥取県畜産試験場）から入手するものとする。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/chikushi/>

#### (2) 提案書の提出先及び問合せ先

〒689-2503 鳥取県東伯郡琴浦町松谷606

鳥取県畜産試験場 総務担当

電話 0858-55-1362 ファクシミリ 0858-55-0330

#### (3) 提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、本件公告日から令和5年3月10日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、令和5年3月10日（金）午後5時15分までに必着すること。

(4) 提案書の提出部数

正本1部及び副本3部（副本は、複写可とする。）

(5) 質問の受付

ア 質問がある場合は、令和5年2月22日（水）午後5時15分まで受け付けるので、文書で提出すること（ファクシミリも可）。

イ 質問への回答については、令和5年3月1日（水）の午後5時15分までにインターネットのホームページ（鳥取県畜産試験場）によりまとめて閲覧に供する。

4 評価方法

提案書の評価は、審査委員（3名）が下記の基準で採点した内容点（50点満点）の平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（取扱手数料率を点数に換算）を合計する方法により得点を算出して行う。

(内容点)

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能 ノンフロン型等	10点
販売品の種類・品ぞろえ	様々なニーズに応える種類・品ぞろえ 温かい飲料の提供（冬期）	10点
業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	10点
社会貢献 (県内での取組に限る)	県事業への協力、県内産商品の販売、環境美化活動等 (例) 災害飲料供給に関する協定の締結等、とっとり共生の森育成支援事業への参画等	20点
	その他の社会貢献 (例) ボランティア、寄付型自動販売機等	
計		50点

(価格点)

審査項目	審査の視点・採点基準	配点
県に支払う取扱手数料率	取扱手数料として受け入れる県の収入 *提案書に記載された取扱手数料率をそのまま点数に換算する。	点

合計		点
----	--	---

5 選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

選定結果については、インターネットのホームページ（鳥取県畜産試験場）において公表する。

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を徴して契

約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 7 契約保証金 免除

## 8 暴力団排除

借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に貸付人が契約を解除するときは、借受人は違約金として貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

また、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県畜産試験場自動販売機設置事業者募集要項による。